

客引き行為等対策指導員の巡回指導について

1 概要

昨年9月に制定した「宮崎市客引き行為等の禁止に関する条例」に基づき、ニシタチを中心とする繁華街等において、公共の場所を快適に通行し又は利用することができるよう、1月7日（金）より、客引き行為等対策指導員による巡回指導を開始する。

2 違反行為者への措置

巡回指導員が違反行為を現認した場合、その行為者に対し、違反行為をしてはならない旨を「指導」「警告」「命令」することができる。

命令に違反した者などに対しては、5万円以下の過料を科すほか、氏名及び住所を公表することができる。

併せて、従業者等がその法人等の業務に関して違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人等に対しても過料を科す。

3 主な啓発活動

- チ ラ シ 暴力団追放パレードで中心市街地で配布（R3. 12. 10）
商店会を通してニシタチの1000以上の店舗に配付
- 啓発動画 15秒の啓発動画を一番街アーケード内の街頭ビジョンで放映中
- 啓発看板 一番街アーケード内に啓発看板、山形屋に懸垂幕を掲示中
- 紙面広告 朝刊4紙に全5段の広告を展開（R3. 12. 21）
- 市 広 報 1月号で特集記事掲載

4 出発式

日 時：令和4年1月7日（金） 午後6時30分から（10分程度）

会 場：みやざきアートセンター 太陽の広場

出席者：宮崎市、ニシタチまちづくり協同組合、宮崎県警察本部、
宮崎北警察署（予定）

※出発式後、客引き行為等対策指導員と宮崎県警察と共同パトロールを実施

【問い合わせ】

宮崎市危機管理部地域安全課生活安全係

電話 44-2802